

## 平成30年度介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この補助金は、介護ロボットの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護業務の効率化を図ることを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。
- 2 この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。
- 3 この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。
- 4 介護ロボットとは、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすロボットをいう。
  - (1) 目的要件  
日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化に効果のあるロボット
  - (2) 技術的要件  
経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択されたロボット、または、センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を介護分野で発揮するロボット
  - (3) 市場的要件  
販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるロボット
- 5 介護ロボット導入計画とは、この補助金を受けるにあたって介護サービス事業者が作成する、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のための介護ロボットの導入計画であり、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器及び期待される効果等を記載するものとする。

### (補助事業者)

第3条 この補助金の事業者は、法に基づく介護サービス事業者の指定・許可を受けた北海道内に所在する事業所（以下「事業所」という。）とする。

(補助事業等)

第4条 この補助金の対象となる事業は、第2条第4項に定義する介護ロボットを事業所が購入又は3年以上のリース契約により導入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象経費は、介護ロボットの購入、リース契約に係る経費とし、設置工事費、保険料、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

ただし、リースの場合は、初期費用と当該年度分のリース料の総額とする。また、交付決定前に購入又はリース契約を締結したものは、補助の対象外とする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- 1 1台あたり、第5条に定める対象経費の2分の1以内、10万円を上限とし、千円未満は切捨てとする。
- 2 介護ロボットの台数の算定単位は、介護機能を提供できる機器一式を1台と算定する。
- 3 1回あたりの限度台数は、施設・居住系サービスは利用定員数を10で除した数を、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とし、1台未満は切り上げとする。
- 4 介護ロボット導入計画一計画につき、一回の補助とする。
- 5 寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、対象経費から当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 1 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- 2 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- 3 事業予算書（保福第1の20号様式）
- 4 法に基づき指定又は許可を受けた事業所であることを証する書類
- 5 事業所の利用定員数が分かる書類
- 6 介護ロボット導入計画書（別紙1）
- 7 カタログ等、導入する介護ロボットの概要が分かる書類
- 8 見積書の写し

(交付条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 規則、平成30年度介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱（平成30年2月13日付け高福第1859号保健福祉部長決定）及び決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 2 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
  - (2) 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の変更と

認められるとき。

- 3 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- 9 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- 10 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- 11 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 12 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（価格が30万円以上の機械、器具、不動産等）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- 13 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 14 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- 15 購入により導入した介護ロボットを3年を経過せずに処分した場合、又は介護ロボットを3年以上のリース契約により導入し、3年を経過せずにリース契約を解除した場合は、既に補助金の交付を受けている補助金を返還しなければならない。
- 16 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌

年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- 21 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- 22 介護ロボット導入計画に基づいて導入したロボットによって得られた効果などの計画の進捗状況を、毎年4月末までに別紙2により報告する（介護ロボットの導入日から3年を経過する日までに限る。）とともに、他の施設への周知に努めなければならない。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果検証ができないものについては、その旨を道に報告すること。
- 23 介護ロボット導入計画及びその進捗状況の報告について、道が公表すること及び関係機関等へ提供し、又は使用されることについて同意しなければならない。

（補助金の変更承認申請）

第9条 この補助金の交付決定後における事情の変更により、補助事業等の内容を変更しようとする

ときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 この補助金の交付の決定を受けた者が、事業を中止又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を知事に提出するものとする。

（補助金の実績報告）

第11条 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

- 1 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- 2 事業精算書（保福第1の31号様式）
- 3 補助対象事業に係る契約書の写し
- 4 補助対象事業に係る請求書又は領収書の写し
- 5 導入した介護ロボットの写真

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。